

宮崎学園短期大学公的研究費の不正防止計画

宮崎学園短期大学では、文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学省決定、平成26年2月18日改正）に基づき、競争的資金等の適正な運営・管理を行うため、次のとおり不正防止計画を策定する。

1. 機関内の責任体制の明確化

項目	不正の発生する要因	対応する不正防止計画
責任体系の明確化	運営・管理についての責任体制が認識されていない。	責任体制をホームページで開示する。

2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

項目	不正の発生する要因	対応する不正防止計画
ルールの明確化	事務処理手続きに関するルールが理解されていない。	それぞれの職務に応じたルールを明確にし、周知を図る。
関係者の意識向上	研究倫理のコンプライアンスに対する関係者の意識が希薄。	コンプライアンス教育の充実を図ると共に、周知徹底を行う。

3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

項目	不正の発生する要因	対応する不正防止計画
不正を発生させる要因の把握	要因の把握が十分でない。	具体的な要因について、再発防止策を検討する。
不正防止計画の策定・実施	計画が適応していない。	関係者の情報共有のもとで、計画の改定を行う。

4. 研究費の適正な運営・管理活動

項目	不正の発生する要因	対応する不正防止計画
適切な予算執行状況の把握	予算の執行状況が十分把握されていない。	予算の執行状況を定期的に確認する。執行状況に応じ、ヒアリングを行う。
物品発注と検収	業者による納品物品の持ち帰りや納品検収時に納品物品の反復使用	納品研修は、原則として事務局が実施することとし、定期的な事実確認を行う。
旅費の事実確認	他業務との重複や業務の適正性	具体的な目的の確認を行うと共に、証拠書類の提出を求める。

5. 情報発信・共有化の推進

項目	不正の発生する要因	対応する不正防止計画
通報・告発窓口の設置	窓口が周知されていない。	周知徹底する。
相談窓口の設置	誤った解釈による予算執行	相談窓口における説明。担当者を対象とした説明会の実施。

6. モニタリングの在り方

項目	不正の発生する要因	対応する不正防止計画
定期的なモニタリングの実施	不正防止を推進する体制のモニタリングが不十分である。	内部監査部門が内部監査を実施する。